

### 3. 特別会計の決算内容

#### (1) 歳 入

収入済額は1,732億円で、前年度と比べ、232億円、15.5%の増となっています。

また、予算現額に対する比較では、18億円の減収となっています。

収入済額の主なものは、

県債管理	1,470億円 (対前年度 199億円、15.6%増)
中小企業者等支援資金貸付事業等	48億円 (対前年度 21億円、79.0%増)
流域下水道事業	163億円 (対前年度 15億円、10.1%増)

などです。

収入未済額は38億円で、前年度と比べ、0.6億円、1.4%の減で、内訳は母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業4億円、中小企業者等支援資金貸付事業等34億円などとなっており、それぞれ生活困窮、経営不振などによって発生しているものです。

(歳入の内訳)

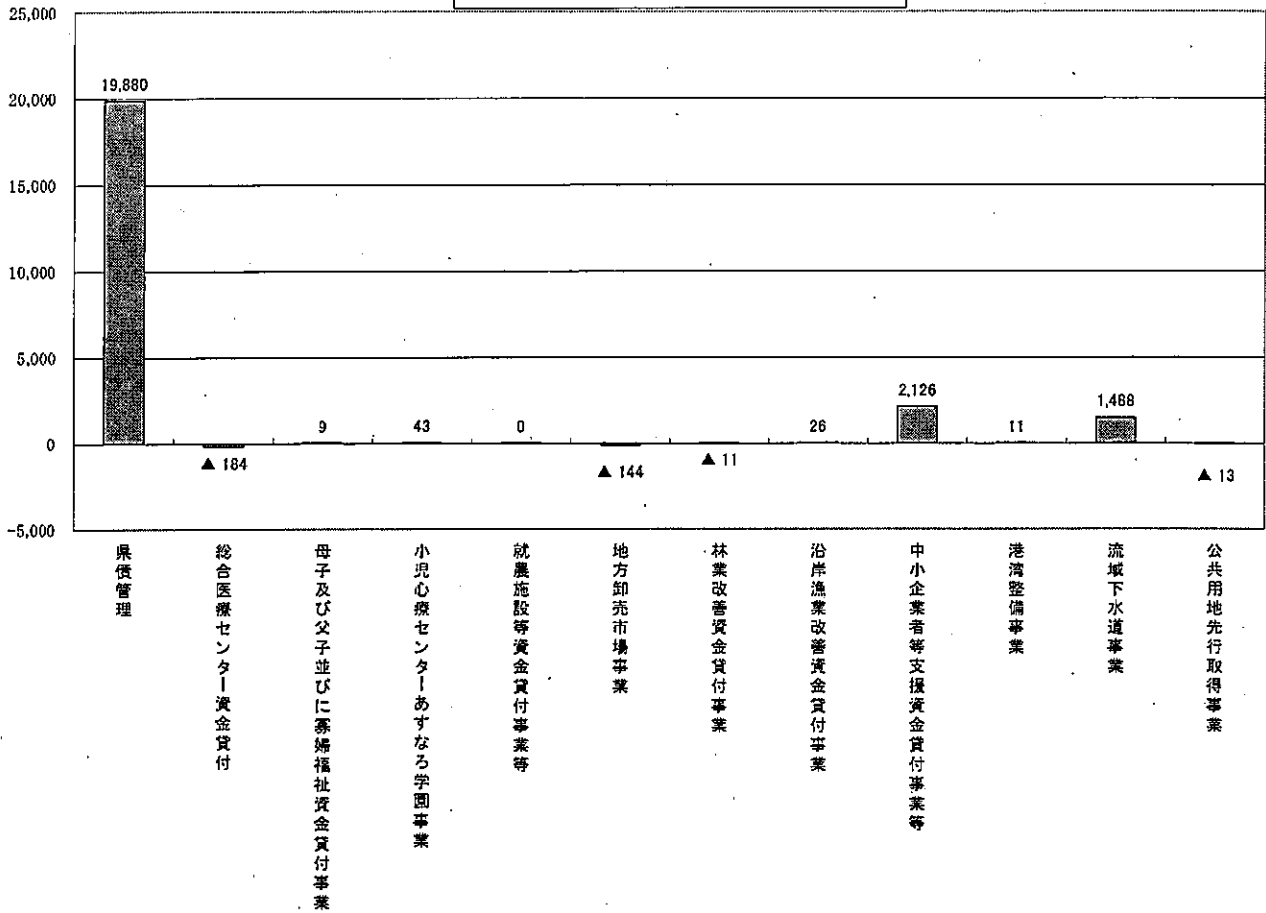
(単位:百万円,%)

会 計 別	予算現額	収入済額	収入未済額	不納欠損額	未収入 特定財源	収入済額対前年比較	
						増減額	伸び率
県 債 管 理	146,982	146,953	-	-	-	19,880	15.6%
総合医療センター資金貸付	1,521	1,521	-	-	-	△ 184	△ 10.8%
母子父子寡婦福祉資金 貸 付 事 業	369	391	385	-	-	9	2.3%
あすなろ学園事業	1,060	1,044	3	0	-	43	4.3%
就農施設等資金貸付事業等	211	212	30	-	-	0	0.1%
地方卸売市場事業	170	171	5	-	-	△ 144	△ 45.8%
林業改善資金貸付事業	1,134	1,134	21	-	-	△ 11	△ 0.9%
沿岸漁業改善資金貸付事業	465	465	26	-	-	26	5.9%
中小企業者等支援資金 貸 付 事 業 等	4,715	4,818	3,356	-	-	2,126	79.0%
港湾整備事業	167	177	0	-	-	11	6.7%
流域下水道事業	18,133	16,270	-	-	2,337	1,488	10.1%
公共用地先行取得事業	-	-	-	-	-	△ 13	△ 100.0%
計 A	174,927	173,156	3,827	0	2,337	23,231	15.5%
前年度 B	150,684	149,925	3,883	3	2,672		
前年比	金額A-B	24,243	23,231	△ 56	△ 3	△ 335	
	伸率A/B(%)	16.1%	15.5%	△ 1.4%	△ 99.1%	△ 12.5%	

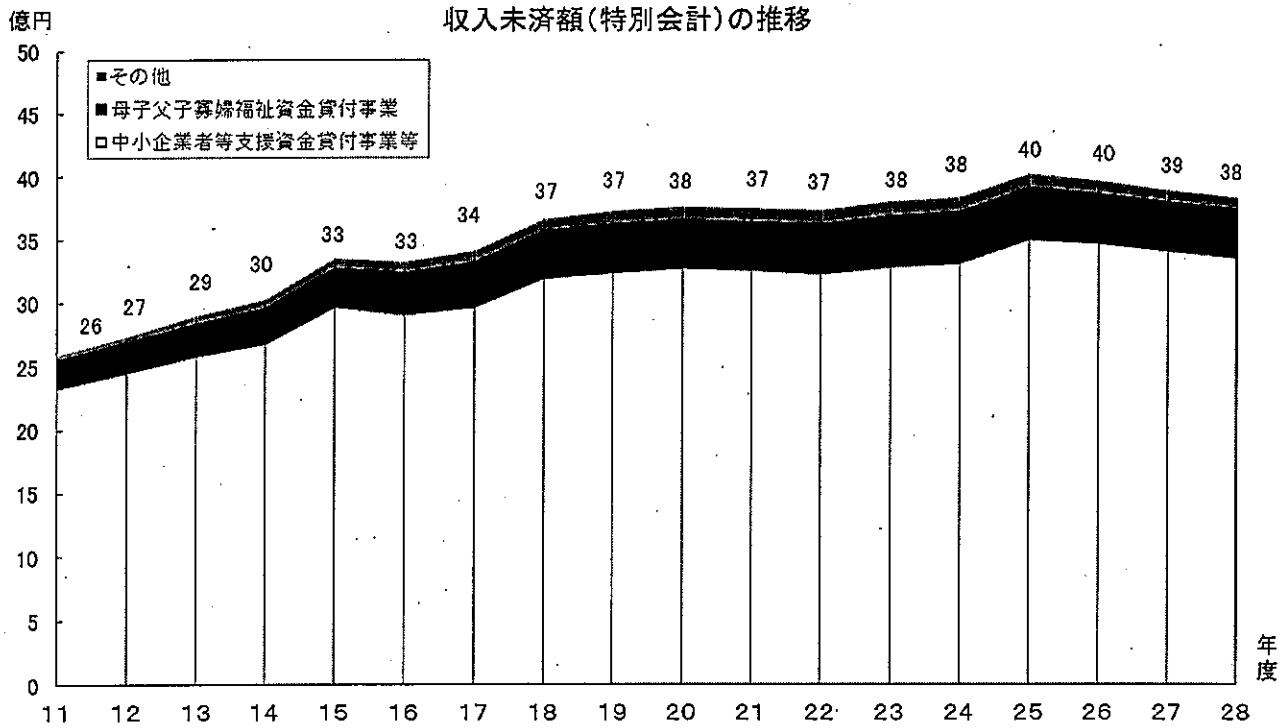
\* それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

単位:百万円

会計別歳入決算額対前年度比較



収入未済額(特別会計)の推移



\* 中小企業者等支援資金貸付事業等は、平成12年度に中小企業設備近代化資金貸付事業等から移行されたものです。

(2) 歳 出

支出済額は 1,710 億円で、前年度と比べ 250 億円、17.1%の増となっています。

支出済額の主なものは、

県債管理	1,470 億円 (対前年度 199 億円、15.6%増)
中小企業者等支援資金貸付事業等	46 億円 (対前年度 35 億円、300.0%増)
流域下水道事業	153 億円 (対前年度 15 億円、10.9%増)

などです。

翌年度繰越額は 25 億円で、前年度と比べ 4 億円、13.1%の減となっています。これは、流域下水道事業によるものです。

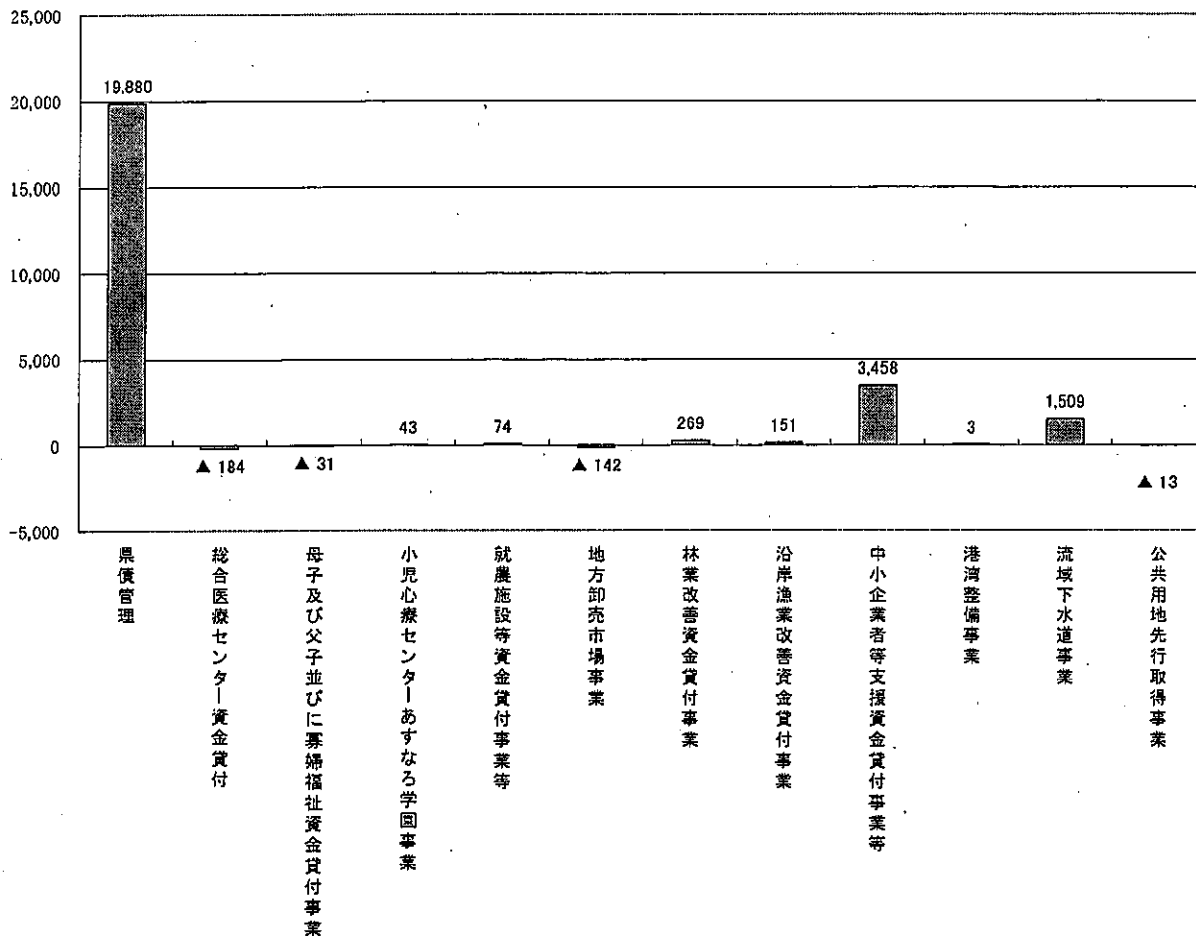
不用額は 15 億円で、前年度と比べ 4 億円、21.4%の減となっています。主なものでは、林業改善資金貸付事業が 5 億円、流域下水道事業及び沿岸漁業改善資金貸付事業が各 3 億円となっています。

(歳出の内訳)

(単位:百万円、%)

会 計 別	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	支出済額対前年比較	
					増減額	伸び率
県 債 管 理	146,982	146,953	-	29	19,880	15.6%
総合医療センター資金貸付	1,521	1,521	-	0	△ 184	△ 10.8%
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	369	256	-	114	△ 31	△ 10.9%
あすなろ学園事業	1,060	1,044	-	16	43	4.3%
就農施設等資金貸付事業等	211	152	-	58	74	93.3%
地方卸売市場事業	170	169	-	1	△ 142	△ 45.6%
林業改善資金貸付事業	1,134	619	-	515	269	76.8%
沿岸漁業改善資金貸付事業	465	158	-	307	151	2392.5%
中小企業者等支援資金貸付事業等	4,715	4,611	-	104	3,458	300.0%
港湾整備事業	167	164	-	3	3	1.7%
流域下水道事業	18,133	15,341	2,480	312	1,509	10.9%
公共用地先行取得事業	-	-	-	-	△ 13	△ 100.0%
計 A	174,927	170,988	2,480	1,459	25,016	17.1%
前年度 B	150,684	145,972	2,856	1,856		
前年比	金額 A-B	24,243	25,016	△ 375	△ 398	
	伸率 A/B	16.1%	17.1%	△ 13.1%	△ 21.4%	

\* それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。



用語の説明

・特別会計

特別会計とは、地方公共団体が特定の事業を行うにあたって、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、各団体の条例で別個に設置された会計のことで、本県には以下の特別会計が設置されている。

【県債管理】

県債の管理（元金、利子の支払い、満期一括償還県債の償還に備えた積立等）を行う。

【総合医療センター資金貸付】

地方独法三重県立総合医療センターが行う建設改良事業等に必要な資金の貸付を行う。

【母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業】

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、配偶者の無い女子又は配偶者の無い男子であって現に児童を扶養しているもの、父母の無い児童及び母子・父子福祉団体もしくは寡婦に対して自立更生等の資金の貸付を行う。

【小児心療センターあすなる学園事業】

発達障がい児及び情緒障がい児の心身の健全な発達を図るための治療施設を運営する。

【就農施設等資金貸付事業等】

旧農業改良資金助成法等に基づき過去に貸し付けた農業の担い手が農業改良措置を実施するのに必要な資金の償還金等の収支を経理する。

【地方卸売市場事業】

卸売市場法に基づき、整備された地方卸売市場における生鮮食料品の円滑な流通を図るため、市場の管理と卸売業者の育成等を図る。

【林業改善資金貸付事業】

林業改善資金助成法、林業等振興資金融通暫定措置法に基づき林業経営の安定と生産の増強等に必要な資金の貸付を行う。

【沿岸漁業改善資金貸付事業】

沿岸漁業改善資金助成法に基づき、漁業経営の安定と生産力の増強等に必要な資金の貸付を行う。

(次ページへ続く)

## 用語の説明

### 【中小企業者等支援資金貸付事業等】

独立行政法人中小企業基盤整備機構法等に基づき、中小企業者等の経営の近代化、合理化を促進するために必要な資金の貸付を行う。

### 【港湾整備事業】

港湾整備及び地域開発のため、港湾改修事業と並行して港湾施設の維持管理を行う。

(対象港：四日市港を除く19港湾)

### 【流域下水道事業】

下水道法に基づく流域下水道の建設及び下水道施設管理と、2市町以上の汚水を広域的に集める下水管渠と下水処理場等の整備を行う。

### 【公共用地先行取得事業（平成27年度末をもって廃止）】

土地開発基金の管理（基金の運用益の積立等）を行う。

## 4 一般会計・特別会計の収支

歳入と歳出の差額である形式収支<sup>注</sup>は、一般会計143億円、特別会計22億円で、合わせて165億円の黒字となり、形式収支から繰り越すべき財源（一般会計110億円、特別会計1億円）を差し引いた実質収支<sup>注</sup>は、一般会計33億円、特別会計20億円で、合わせて53億円の黒字となっています。

実質収支額は前年度に比べ、一般会計で2億円減少、特別会計で17億円減少しています。

(単位:億円)

区 分	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	形式収支 (A-B)	形式収支(A-B)の内訳		
				翌年度繰越財源	実質収支	
一 般 会 計	27年度	7,522	7,365	156	122	35
	28年度	7,432	7,289	143	110	33
	増減額	△89	△76	△13	△11	△2
	増減率	△1.2%	△1.0%	△8.5%	△9.2%	△6.1%
特 別 会 計	27年度	1,499	1,460	40	2	38
	28年度	1,732	1,710	22	1	20
	増減額	232	250	△18	△0	△17
	増減率	15.5%	17.1%	△45.2%	△22.0%	△46.3%
合 計	27年度	9,021	8,825	196	123	73
	28年度	9,164	8,999	165	112	53
	増減額	143	174	△31	△12	△20
	増減率	1.6%	2.0%	△15.9%	△9.4%	△27.0%

\*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

### 【実質収支額の処分】

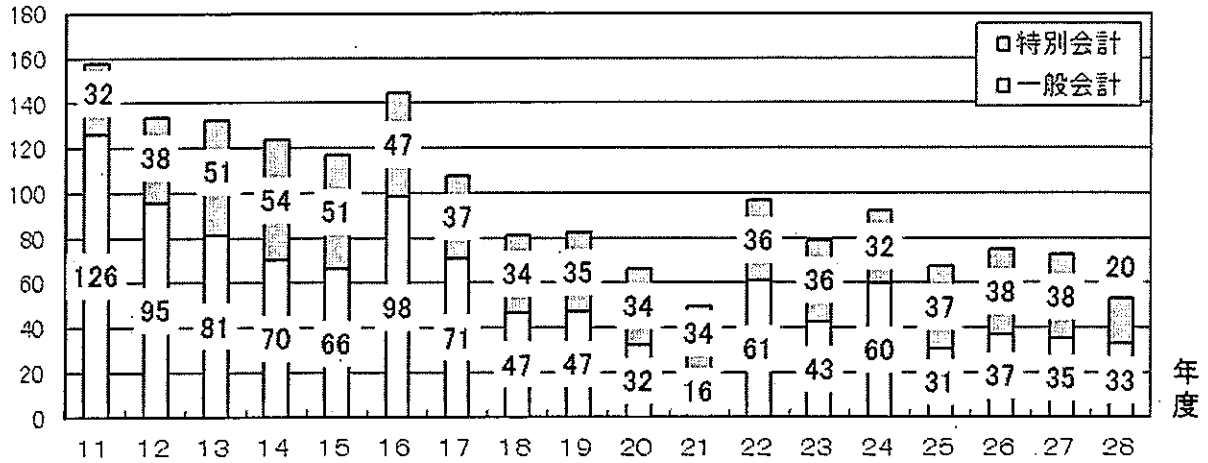
一般会計の黒字33億円については、地方自治法第233条の2の規定により、16億4千万円(黒字の1/2相当)を、7月31日に財政調整基金<sup>注</sup>に積み立てました。

(前年度財政調整基金積立額 17億5千万円)

また、残額の16億4千万円と特別会計の黒字額20億円については、平成29年度に繰り越します。

億円

実質収支額(一般会計+特別会計)の推移



用語の説明

・形式収支

—会計年度における歳入総額から歳出総額を単純に差し引いたもの。

翌年度への繰越事業が発生した場合には、その支出に充てることが予定されていた財源のうち、すでに収入済みのものは使用されずに残るため、繰越額が多くなれば形式収支も増えることとなる。

・実質収支

上記の形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源（繰越事業の支出に充てる財源のうち、すでに収入済みのもの）を差し引いたもの。本来当該年度に属すべき収入と支出の差であり、財政運営の状況を判断するひとつの基準になる。

・財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられた積立金で、基金の形態をとる。地方公共団体の財政運営に当たっては、単年度の収支の均衡がとれればそれで足りるということではなく、後年度の財政への影響について配慮し、長期的な観点に立って財政運営を行うことが求められることから、余裕財源が生じた場合には財政調整基金への積み立てを行い、年度間の調整を講ずべきこととされている。(地方財政法第4条の3)